

# 慈恵救済資金と慈善事業施設経営

宇都榮子

## A Study on “the Jikei Kyusai Shikin (Royal Fund)” in the Meiji era

Eiko Uto

1897年、英照皇太后の葬儀に際して「慈恵救済の資を補はしむる」目的で台湾、道府県に下賜された慈恵救済資金は、当時の慈善事業施設経営において、施設を支える一定の役割を果たした。本稿では、道府県並びに資金下付を受けた上毛孤児院、東京市養育院感化部をとりあげ、本資金の運用について明らかにした。下賜金分配は、一部の例外を除き各地人口割合で行われた。下賜金総額は恤救規則による官金救済をはるかに上回ったが、東京市養育院感化部のような場合を除きそのものの消費額はわずかであった。内務省は、各地に下賜金額を取り崩さないよう指令したので、資金の利殖による利息によって各施設への資金下付は行われた。さらに、施設に下付された資金は、自由に使用できるわけではなく、基本金として銀行等に預金、その利息を使用することが出来た。養育院感化部創設の際には資金を呼び水として寄付金募集がなされた。慈恵救済資金下付施設は、今日の認可施設にも通じる社会的信用を得た。

キーワード 慈恵救済資金 上毛孤児院 養育院感化部

### はじめに

家族・親族・地域社会のネットワークを超えた社会的救済施設が全国各地に創設されるようになるのは、明治期以降のことである。明治末には、547施設<sup>1)</sup>が人々の救済を担っていた。こうした施設は、明治期、大正期、昭和初期までは、施設を創設した創設者個人の資産ならびにその支援者たちの醸金によってまかなわれた場合が多い。

従って、創設後まもなくして運営費用を捻出できなくなり、姿を消した施設も少なくなかったと思われる。こうした時期の施設経営を考えると、創設者や支援者の醸金の他に、施設経営に一定の役割を果たしたものとして、天皇家による下賜金、内務省奨励金、各府県の助成金などがある。

天皇家による下賜金は、既に坂寄俊雄<sup>2)</sup>や池田敬正<sup>3)</sup>の論稿にみられるように、明治時代の救済法規恤救規則による救済額を上回る金額となっている。従って、この時期の救済制度について考えるとき、下賜金のあり方について分析することが必須となってくる。

そこで、本稿では、数多い下賜金の中から皇太后、天皇の葬儀に際して「慈恵救済の為」として天皇家の内帑金より下賜された慈恵救済資金を取り上げる。下賜金の配分のあり方、下賜金取扱いについて、府県側の対応、資金下付を受けた施設側の対応などについて群馬県、上毛孤児院、東京市養育院感化部などをとりあげ、本資金の性格について論及したい。

## 1 慈恵救済資金の創設

慈恵救済資金は、1897（明治30）年1月、英照皇太后葬儀の際に、「朕茲に大喪に丁り各地方慈恵救済の爲め特に命して内帑の金を出し其資を補はしむ<sup>4)</sup>」という詔勅をもって道府県ならびに台湾に下賜（以下英照皇太后資金と称す）された。その総額は40万円であった。以後、明治天皇葬儀の際には100万円（以下明治天皇資金と称す）、昭憲皇太后葬儀の際には60万円（昭憲皇太后資金と称す）が、植民地、租借地、道府県に下賜された（表1参照）。

### (1) 下賜金配分基準

各地に対する下賜金配分の基準については明らかにされていない。そこで、下賜が行われた前年の各地現住人口と下賜金額との間に何らかの関係が見られないかについてみてみた。それが「表1 慈恵救済資金下賜金額と各地現住人口」である。表1の註でもふれたように、1896（明治29）年末欄に掲げた台湾の現住人口は1897（明治30）年末の人口数である。日清戦争後、1895（明治28）年、台湾は下関条約により日本に割譲され台湾総督府が置かれた。台湾総督府は、翌1896年8月1日、台湾住民戸籍調査規則（訓令第85号）を制定、戸籍編成を行い第1回の人口統計調査を行っている。従って、時期が少しずれるが、おおまかな傾向をみるにあたっては支障ないと考えた。

明治天皇ならびに昭憲皇太后葬儀の際には、日露戦争後1905（明治38）年、ポーツマス条約により遼東半島関東州が日本の租借地となり、北緯50度以南の樺太を日本は領有、1910年の韓国併合により朝鮮が植民地となったことにより、関東州、樺太、朝鮮が下賜金の対象地となった。

英照皇太后・明治天皇・昭憲皇太后各資金総額に対する各地下賜金額の割合と、総人口に対する各地人口割合は、ほぼ同様の割合となっている。

英照皇太后資金については、台湾と東京府は、人口との間に相関がみられない。従って、人口以外にも何か別の配分基準があったのかもしれないが、後考に待ちたい。

### (2) 資金運用について

これら三つの慈恵救済資金下賜にあたっては、それぞれ内務大臣訓令<sup>5)</sup>が出された。中でも、以下に示す英照皇太后資金下賜にあたって出された「明治30年内務大臣訓令第148号」（以下明治30年訓令と称す）は、①資金の目的、②会計上の処理、③下賜の対象となる事業、④下賜金の下付のあり方、⑤下付後の事業者への監督の必要、⑥下付事業が存在しないときの対応のあり方など詳細な訓令となっており、後の明治天皇・昭憲皇太后資金の際にも同様の扱いがなされた。明治天皇・昭憲皇太后資金の際の訓令は簡略なものであった<sup>6)</sup>。

大喪に際し慈恵救済の資として恩賜金の件

明治30年2月20日

内務大臣訓令第148号

今般 大喪に際し特に慈恵救済の資を補はしむるの 思召を以て整理公債証書御下賜相成候に就ては深く聖旨の存する所を奉体し左の方法に依り永遠に御趣旨の貫徹する様慎重に取計はるへし

一 恩賜金は府県経済中特別会計として整理するものとす

一 府県に於て慈恵病院孤児院又は感化院等の如き慈恵救済の趣旨に出たる事業にして其の基礎確実なるものあるときは恩賜金より生ずる利殖金を下付することを得但場合に依りては恩賜金を其の事業の資金として下付するも妨なし

資金を下付する場合に於ては之を消費せしめざるは勿論其他事業に対し周到なる監督方法

表1 慈恵救済資金下賜金額と各地現住人口

	英照皇太后 下賜金額 (円)	%	1896(明治 29)年末 現住人口	%	明治天皇 下賜金額 (円)	%	1911(明治 44)年末乙 種現住人口	%	昭憲皇太后 下賜金額 (円)	%	1913(大正 2)年末乙 種現住人口	%
朝鮮	—	—	—	—	200,000	20.00	14,055,869	20.32	115,000	19.17	15,458,863	21.30
台湾	15,000	3.75	2,797,543	6.04	48,600	4.86	3,410,838	4.93	29,000	4.83	3,543,553	4.88
関東州	—	—	—	—	7,000	0.70	547,145	0.79	4,200	0.70	595,594	0.82
樺太	—	—	—	—	1,000	0.10	36,725	0.05	600	0.10	67,062	0.09
小計	15,000	3.75	2,797,543	6.04	256,600	25.66	18,050,577	26.09	33,800	24.80	19,665,072	27.09
北海道	5,600	1.40	698,144	1.50	22,800	2.28	1,569,400	2.27	13,700	2.28	1,650,100	2.27
東京府	25,000	6.25	1,907,174	4.12	43,300	4.33	2,978,900	4.31	26,000	4.30	2,809,600	3.87
京都府	12,300	3.08	957,775	2.07	16,800	1.68	1,154,800	1.67	15,000	2.50	1,222,700	1.68
大阪府	12,300	3.08	1,456,176	3.15	31,000	3.10	2,132,600	3.08	18,600	3.10	2,175,700	3.00
神奈川県	7,200	1.80	852,283	1.84	17,000	1.70	1,166,800	1.69	10,200	1.70	1,145,100	1.58
兵庫県	13,900	3.48	1,631,241	3.52	28,700	2.87	1,973,000	2.85	17,200	2.87	2,048,500	2.82
長崎県	7,100	1.78	832,616	1.80	16,000	1.60	1,101,500	1.59	9,600	1.60	1,082,600	1.49
新潟県	14,900	3.63	1,736,456	3.75	26,000	2.60	1,785,700	2.58	15,600	2.60	1,877,600	2.59
埼玉県	9,800	2.45	1,147,133	2.48	18,200	1.82	1,252,000	1.81	10,900	1.82	1,304,700	1.80
群馬県	6,900	1.73	797,870	1.72	13,700	1.37	939,400	1.36	8,200	1.37	984,500	1.36
千葉県	10,600	2.65	1,239,660	2.68	19,400	1.94	1,331,900	1.93	11,600	1.93	1,367,400	1.88
茨城県	9,400	2.35	1,101,540	2.38	18,200	1.82	1,249,700	1.81	10,900	1.82	1,290,000	1.77
栃木県	6,600	1.65	781,864	1.69	14,000	1.40	962,200	1.39	8,400	1.40	995,700	1.37
奈良県	4,500	1.13	521,918	1.13	8,100	0.81	553,900	0.80	4,800	0.80	580,200	0.80
三重県	8,300	2.08	963,668	2.08	15,200	1.52	1,046,000	1.51	9,100	1.52	1,077,900	1.49
愛知県	13,400	3.35	1,577,320	3.41	27,200	2.72	1,866,500	2.70	16,300	2.72	1,962,500	2.70
静岡県	9,900	2.48	1,162,613	2.51	19,900	1.99	1,370,000	1.98	11,900	1.98	1,461,800	2.01
山梨県	4,200	1.05	489,412	1.06	8,300	0.83	567,500	0.82	5,000	0.83	585,700	0.81
滋賀県	6,000	1.50	689,723	1.49	9,300	0.93	640,700	0.93	6,100	1.02	671,200	0.92
岐阜県	8,300	2.08	960,502	2.07	14,500	1.45	998,000	1.44	8,700	1.45	1,065,000	1.47
長野県	10,400	2.60	1,221,113	2.64	20,100	2.01	1,384,400	2.00	12,000	2.00	1,448,600	2.00
宮城県	7,100	1.78	821,257	1.77	12,200	1.22	839,300	1.21	7,300	1.22	912,700	1.26
福島県	8,800	2.20	1,041,294	2.25	17,700	1.77	1,214,700	1.74	10,600	1.77	1,260,600	1.74
岩手県	6,100	1.53	694,867	1.50	11,300	1.13	776,500	1.12	6,800	1.13	827,500	1.14
青森県	5,100	1.28	589,557	1.27	10,600	1.06	730,700	1.06	6,300	1.05	747,200	1.03
山形県	6,800	1.70	800,831	1.73	13,200	1.32	910,700	1.32	7,900	1.32	950,700	1.31
秋田県	6,400	1.60	748,358	1.62	13,100	1.31	902,200	1.30	7,800	1.30	918,800	1.27
福井県	5,400	1.35	619,273	1.34	8,800	0.88	607,500	0.88	5,500	0.92	637,100	0.88
石川県	6,500	1.63	755,734	1.63	11,000	1.10	756,100	1.09	6,600	1.10	779,400	1.07
富山県	6,600	1.65	762,892	1.65	10,800	1.08	740,800	1.07	6,700	1.12	784,100	1.08
鳥取県	3,600	0.90	411,585	0.89	6,200	0.62	428,700	0.62	3,800	0.63	455,200	0.63
島根県	6,100	1.53	706,028	1.52	10,500	1.05	724,800	1.05	6,300	1.05	750,800	1.03
岡山県	9,500	2.38	1,100,984	2.38	17,300	1.73	1,192,900	1.72	10,400	1.73	1,234,200	1.70
広島県	11,800	2.95	1,388,193	3.00	23,000	2.30	1,580,900	2.29	13,800	2.30	1,624,500	2.24
山口県	8,200	2.05	952,300	2.06	14,900	1.49	1,027,600	1.49	8,900	1.48	1,060,900	1.46
和歌山県	5,600	1.40	651,021	1.41	10,400	1.04	713,200	1.03	6,200	1.03	757,700	1.04
徳島県	5,800	1.45	675,570	1.46	10,300	1.03	705,100	1.02	6,200	1.03	724,700	1.00
香川県	5,800	1.45	673,378	1.45	10,400	1.04	713,700	1.03	6,200	1.03	744,100	1.03
愛媛県	8,300	2.01	964,079	2.08	15,100	1.51	1,037,100	1.50	9,000	1.50	1,093,100	1.51
高知県	5,200	1.30	600,865	1.30	9,600	0.96	661,400	0.96	5,700	0.95	690,200	0.95
福岡県	11,300	2.83	1,333,423	2.88	25,000	2.50	1,717,200	2.48	15,000	2.50	1,808,200	2.40
大分県	7,000	1.75	814,064	1.76	12,600	1.26	869,100	1.26	7,500	1.25	899,600	1.24
佐賀県	5,100	1.28	596,275	1.29	9,600	0.96	658,700	0.95	5,700	0.95	678,600	0.94
熊本県	9,500	2.38	1,108,802	2.39	17,800	1.78	1,224,400	1.77	10,700	1.78	1,279,300	1.76
宮崎県	3,900	0.98	450,416	0.97	8,000	0.80	552,300	0.80	4,800	0.80	585,600	0.81
鹿児島県	9,100	2.23	1,069,752	2.31	18,900	1.89	1,298,400	1.88	11,300	1.88	1,368,700	1.89
沖縄県	3,800	0.95	442,834	0.96	7,400	0.74	511,500	0.74	4,400	0.73	531,200	0.73
小計	385,000	96.13	43,499,833	93.96	743,400	74.34	51,120,400	73.90	451,200	75.16	52,911,800	72.82
総計	400,000	100.00	46,297,376	100.00	1,000,000	100.00	69,170,977	100.00	600,000	100.00	72,576,872	100.00

註1. 各下賜金額については、杵淵義房『台湾社会事業史』徳友会、1940(昭和15)年4月、1121頁)、「時報 百万円頒賜額」(『慈善』第4編・第2号、中央慈善協会、1912(大正元)年10月、71-72頁)、「慈恵救済調」(『慈善』第5編・第1号、1913(大正2)年7月、88-92頁)、「御下賜金各地頒賜額」(『慈善』第6編・第1号、1914(大正3)年7月、87-88頁)より記載。  
 註2. 道府県現住人口については、『日本帝国統計年鑑 復刻版』第17回、第32回、第35回より記載。乙種現住人口は、甲種現住人口(各市町村の本籍人口にその市町村の出入寄留人員ならびに兵営軍艦及び監獄の人員を加除して算出)よりやや現実の人口に近づくよう算出した人口。計算式等については、前掲統計年鑑を参照。朝鮮、台湾、関東州、樺太については、前掲統計年鑑掲載の各地現住人口より掲載。1896年末現住人口欄の台湾については、1897(明治30)年末の人口数である。  
 註3. %欄は小数点3位以下を四捨五入して小数点2位まで算出した。

を設くへし

一 府県に於て前項の如き事業なきときは将来成るべく確實なる慈恵救済の事業を起すの基本となすの目的を以て適宜の方法を設け資金の増殖を図るへし

一 慈恵救済の事業に対し恩賜金及其利殖金を支出せんとするときは府県会に付議する前予め其の目的方法を定めて具申するを要す

右訓令す

沖繩県の分は第一項を左の通改む但二、三項中府県とある府の字を除く

一 恩賜金は県経済に属する財産とし県庁に於て整理するものとす

同第四項を左の通に改む

一 慈恵救済の事業に対し恩賜金及其の利殖金を支出せんとするときは其の目的方法を定め施行前具申するを要す

以下、上記の訓令やこれに関連して出された各種通牒、府県の慈恵救済資金管理規程などから、本資金の取扱いの実際について概観する。

### ① 資金の目的

英照皇太后資金下賜の目的は、明治30年訓令にあるように、皇太后葬儀に際し、「慈恵救済の資を補はしむる」目的でなされた。池田は「慈恵救済基金制度は、1897年の下賜の際の詔勅に、「今般大喪に付、各地方慈恵救済の資を補ふ為に……下賜相成りたり」とあるように、直接天皇の名による救済であった。まさに律令制国家における“賑給”の明治版であったといえよう。」と述べている<sup>7)</sup>。

### ② 会計上の処理

台湾および各道府県への資金下賜にあたっては、1897年群馬県告示第13号に見られるように、

整理公債証書をもってなされ、③管理規程にあるように、特別会計として整理された。

群馬県告示第13号 明治30年2月1日

今般 大喪に付本県下慈恵救済の資を補はんか為め整理公債証書額面6,900円御下賜相成る旨達せられたり

整理公債は、財政たて直しをはかるため、それまでの各種公債のうち、6分以上の償還率の公債ならびに償還期限の変換できるものを、5分付き公債に借換償還を行い整理しようとするものであった。整理公債は利率は5分、起債年は1887(明治20)年から1897(明治30)年、据置期間は5年、利子支払期は6月と12月、償還期限は大正40年、償還済年月日は明治43年5月31日、起債の事由は「6分以上利付国債整理償還の為」となっていた<sup>8)</sup>。

### ③ 管理規程

さらに、各府県は資金管理規程を設けた。群馬県、京都市、東京市の管理規程についてみてみよう。

群馬県令第33号<sup>9)</sup> 明治30年7月24日

慈恵救済資金管理規程県有財産管理規則県有現金及有価証券管理規則警察部監獄署附属舎貸渡規則県会議事堂使用規則県の議決を経て左の通相定む

#### 慈恵救済資金管理規程

第一条 明治30年1月31日詔勅の御趣旨に由り下賜せられたる恩賜金は慈恵救済資金と称す

第二条 慈恵救済資金は県有財産中特別会計として整理するものとす

第三条 慈恵救済資金は利殖其の他に依り5万円に達する迄県費より毎年金1,000円以

上金2,000円以内を支出し之に補充するものとす

第四条 慈恵救済資金は歳出に充つる現金の外国債証券となし之を管理す

国債証券は県庁に於て保管し若くは日本銀行保護預となし現金は大蔵省預金に預け入れ又は国債証券、地方債証券は担保として年4分以上の利付にて確實なる銀行へ預け入れを為すものとす

第五条 慈恵救済の目的を以て寄附金をなすものあるときは県参事会の議決を経て之を採納し資金に編入するものとす

第六条 慈恵救済の趣旨に出たる事業にして其の基礎確實なるものあるときは県会の議決を経て利金を下付することあるへし

第七条 慈恵救済資金の歳入歳出は毎年度予算を以て之を定む

京都市慈恵基金に関する規程（明治30年4月28日）<sup>10)</sup>

第一条 京都市慈恵基金より生ずる収入は之を本市内に於ける慈恵救済事業の費途に充つ

但し支出を要せざる金額は元資に編入するものとす

第二条 前条の支出方法は市会の議決に依り之を定む

附則

本規程は大正6年4月1日より施行す

慈恵救済恩賜金処分方法・慈恵救済基金管理規程（府告示第5号／明治31年1月8日）<sup>11)</sup>

慈恵救済恩賜金処分方法通常府会に於て左の通議決し之を認可せり

慈恵救済恩賜金処分方法

本年1月 御大喪に際し特に慈恵救済の資を補

はしむるの思召を以て本府へ下賜せられたる整理公債証券額面1万2,300円は本府慈恵救済基金とし特別会計を以て之を処理し基金より生ずる利子金を以て慈恵救済の事業を補助し聊 聖旨に副ふ所あらんとす依て基金管理規程を設くる左の如し

慈恵救済基金管理規程

第一条 慈恵救済基金は金庫に寄托し保管するものとす

第二条 慈恵救済の事業を補助する金額は其年度内に収入する利子金高を超過すへからず

第三条 基金に関する収支予算は毎年通常府会に附議し其決算は翌年通常府会に報告すへし

東京府令第10号<sup>12)</sup>

東京府市部慈恵救済資金管理方法府県制第68条2号に依り市部参事会の議決を経て左の通定む

大正元年10月5日 東京府知事 阿部 浩

東京府市部慈恵救済資金管理方法

第一条 東京府市部へ配当の恩賜金は東京府市部慈恵救済資金として永遠に之を保存す

第二条 慈恵救済資金は東京府知事之を管理す

第三条 慈恵救済資金は東京府市部経済中特別会計として之を整理す

第四条 慈恵救済資金より生ずる利子は慈恵救済事業に対し支出するの外之を該資金に加入す

但50円以上に達する毎に公債証券を購入し50円未満の分は正確なる銀行に預金として利殖を図るものとす

第五条 慈恵救済の目的を以て金円を東京府市部経済に寄附する者あるときは東京府市部会の議決を経て之を慈恵救済資金に加入するものとす

道府県に下賜された英照皇太后資金は、これらの「管理規程」によると、「慈恵救済資金」「慈恵救済基金」と称された。先述したように資金は、府県財政中特別会計として整理するとしている。群馬県規程ではその第三条において、「慈恵救済資金は利殖其の他に依り5万円に達する迄県費より毎年金1,000円以上金2,000円以内を支出し之に補充するものとす」としている。後掲する「表2 慈恵救済資金使途」にも見られるように各道府県は下賜された資金の利殖を図った。さらに、慈恵救済の目的を以て寄付金を為すものがある場合は資金に編入するとしている。

#### ④ 資金下付の対象

資金下付の対象としては、明治30年訓令第2項にあるように「慈恵病院孤児院又は感化院等のごとき慈恵救済の趣旨に出たる事業にしてその基礎確実なるもの」が選ばれた。また、このような事業のない府県では「将来なるべく確実なる慈恵救済の事業を起すの基本金となす目的を以て適宜の方法を設け資金の増殖を図」った。

#### ⑤ 資金下付のあり方・事業の監督

「恩賜金より生ずる利殖金」(明治30年訓令)が、孤児院や感化院などへ下付された。先述したように、英照皇太后資金は、台湾及び道府県に対し、総額40万円の整理公債証書で支払われた。整理公債の利率は5分、6月と12月の年2回利子支払いが行われた。下賜金総額40万円の利子は4万円である。施設への下付はこの4万円のみだとすれば、利用できる金額はきわめて少なかった。

実際には、道府県は府費や県費を以て資金に補充、寄付金を繰入れたところもあったから、慈善事業を行う者に対し下付可能な金額は4万円を超えていた。「明治44年度慈恵救済資金支出補助見込額」<sup>13)</sup>によると、「慈恵救済資金支出額 8万

9,682円 一般会計其の他支出額 9,099円 総計 9万8,781円」が、各種慈善事業に下付された。この明治44年慈恵救済資金支出額は、同年の恤救規則により官金救済として国庫より支給した救助金4万4,511円<sup>14)</sup>の約2倍であった。

慈恵救済資金が、個別慈善事業施設に下付される金額はどのくらいであったのだろうか。群馬県では、1900(明治33)年から向こう10年間、上毛孤児院(当時の在籍児童数は後述するように23名)に対し毎年100円の下付を行うこととした。前年度も100円下付している。

この100円が施設経営費として全額使用できたかということではなかった。後に述べるように「下賜金は直ちに基本財産に編入し元本は之を費消すべからず」ということであったから、実際に使用できた金額は少なかった。

大阪府の博愛社(1890(明治23)年小橋勝之助創設)の場合、1907(明治40)年3月、1,440円の下付を受けた<sup>15)</sup>。この時の博愛社年末在籍児童数は、128名であった。

次の二つの通牒<sup>16)</sup>に見られるように、慈恵救済資金の管理にあたっては慎重を期する様、指示がなされている。1900(明治33)年、内務次官通牒では、「恵与濫給の為却て惰民助長の弊を来さざる様深く留意し其の資金の支出に付ては慎重なる注意を候ふべきは勿論其の設備の整理事業の施行等に関しても改善の方法を指示誘導せらるると共に其の補助を為すに当ては可成其の経営に関し指揮監督を加ふることを以て補助の条件となし以て右支出をして宜しきを失はさらしむる様致度」とし、事業補助の条件として事業経営に関する指揮監督を行うよう指示している。

また、「現行制度は勤儉を勤め教養を施す等窮民或は不良の徒を先づ其の未然に防止改善するの点に於て欠如せるものあるのみならず民間篤志者其の他郷党者間に於ける是等の設備に至ても尚此

の憾の免れざるものありて往々其の目的を達し得ざるものあるは頗る遺憾とする所」と公私慈善事業に対する不満を述べ、新制度制定の必要についても触れている。

大喪に際し慈恵救済の資として御下付恩賜金の管理に関する件

明治30年2月20日

秘甲第14号内務大臣秘書官通牒

今般

大喪に際し恩賜金 御下付に付ては大臣より訓令の次第も有之夫に御画策之儀も可有之候処各地方に於ては現に設けある慈恵救済の事業にして其の基礎の確実なるものあるに於ては之に対し益々其の事業の拡張を企図するか為め訓令之趣旨に依り相当の方法を立てらる、儀も可有之又右等適當なる事業の設なき地方に在ては宜く此際を機とし 恩賜金を基本として有志者の義金を募集し之に加へて以て其の増殖を図り将来確実なる慈恵救済の事業を起すの元資となし恩賜の旨に副ひ候様致度尤も一時の外見を盛にし却て基礎の確定を欠くか如きことは固より無之事とは存候得共尚御注意を煩わし度為念申進候右大臣之御内意一応小官より開陳致置候草々不宣

慈恵救済資金支出方の件

明治33年3月23日

地甲第17号内務次官通牒

曩に御下賜相成候慈恵救済資金に付ては御旨趣の存する所を体し之か増殖を計り又は確實適當なる各種慈善事業に対し支出補助せらるる等夫々周到なる企画の存する義とは存候得共御承知の如く現行制度は勤儉を勤め教養を施す等窮民或は不良の徒を先づ其の未然に防止改善するの点に於て欠如せるものあるのみならず民間篤

志者其の他郷党者間に於ける是等の設備に至ても尚此の憾の免れざるものありて往々其の目的を達し得ざるものあるは頗る遺憾とする所にして是等救済に関する制度は早晚制定可相成義に有之候得共今日に於ても公私救済の方法に至ては恵与濫給の為却て惰民助長の弊を来さざる様深く留意し其の資金の支出に付ては慎重なる注意を候ふへきは勿論其の設備の整理事業の施行等に関しても改善の方法を指示誘導せらるると共に其の補助を為すに当ては可成其の経営に関し指揮監督を加ふることを以て補助の条件となし以て右支出をして宜しきを失はさらしむる様致度右は既にご配慮中の事と存候得共資金の管理及支出に付ては最も鄭重の取扱を要し候義に付為念此段及通牒候也

追て公益法人に於て窮民救済の施設を為すものに付ても本文の旨趣に依り其の施行方法に関し相当監督誘導の途を講せられ候様致度此段申添候也

#### ⑥ 資金の使途ならびに増殖

恩賜金の使途に関する道府県の計画は表2の通りであった。表3は、下賜金を元にした慈恵救済資金の現在額についてまとめたものである。

表2によると、各府県は恩賜金を慈恵救済資金とし、何らかの利殖を行っている。さらに府税や県税から補充したり、寄付金を募集して資金を増殖している。そして資金から生じた利子をもって慈恵救済事業に下付した。

表3に明らかなように、1912（大正元）年には下賜された英照皇太后・明治天皇両資金合計額の10倍を超える金額を積立てた石川県、三重県のような県もあった。どの府県も資金の増殖を行った。

大阪府の場合<sup>17)</sup>、英照皇太后資金1万2,300円を下賜され、これを大阪府慈恵救済基金とし、1898（明治31）年以降市部連帯費より毎年6,500円あて

表2 慈善救済資金使途

道府県	慈善救済資金使途
北海道	②育児、養老、救療、盲聾及夜学校に750円(5ヶ所)補助。③大正慈善救済資金とし利殖。
東京	①市部・郡部・島嶼に分ち、市部の分全額を養育院に下付。郡部・島嶼は資金を利殖して他日救済の事業に支出。②感化事業に1,073円支出。③市部・郡部・島嶼の3部に分ち利殖。
京都	①蓄積しその利子を救済事業に支出。②育児、感化、出獄人保護救療に300円(5ヶ所)補助。③30年の恩賜金に併せ府費を以て積立。
大阪	①利殖し且つ府費より毎年補充し他日救済事業に支出。②支出せず(外に藤田慈善基金より4,100円府立感化院に699円、市部区域内の救済事業に支出。③30年の恩賜金に併せ大正2年度より毎年1万円の府費を30万円達成まで積立、各年度利子は救済の資に支出。
神奈川	①利殖し慈善救済事業に支出。②育児、救療、感化事業に420円(3ヶ所)補助。③30年恩賜金に合せ利殖。
兵庫	①資金は10万円達成まで毎年県費より補充し、救済事業に支出。②県立感化院に4,200円支出。其他育児事業に400円(2ヶ所)補助。③30年の恩賜金に併せ毎年県費を以て積立。
長崎	①利殖し、且つ毎年県費より繰入れ確実なる救済事業に補助。②代用感化院に1,568円補助。③30年の恩賜金に併せ毎年県費を以て2000円づつ積立てる。
新潟	①利殖し且つ毎年県費より補充。②支出せず。③30年の恩賜金に合せ利殖。
埼玉	①寄附金5,881円余を合せて之を蓄積し慈善救済の事業に支出。②県立感化院に3,588円支出。③30年の恩賜金に合せ利殖。
群馬	①増殖し慈善救済事業に支出。②県立感化院に2,466円支出。育児事業に300円(2ヶ所)補助。③30年恩賜金に併せ毎年千円・二千円を積立して10万円達成をめざす。
千葉	①利殖し、県費より補充し救済事業に支出。②県立感化院に4,909円を支出。③30年恩賜金に合せ利殖。
茨城	①資金を基礎に有志者募金4万余円を募集、県費より繰入れその取利を救済事業に支出。②県立感化院に3,897円、救済事業奨励費200円支出。③30年の恩賜金に合せ利殖。
栃木	①利殖し確実なる救済事業に補助。②支出せず。③30年の恩賜金に合せ利殖。
奈良	①利殖し且つ県費より毎年繰入れれるものとする。②代用感化院に760円補助。特殊部落改善費に828円支出。③30年の恩賜金に合せ利殖。
三重	①利殖し県費より毎年補充し、基本金8万円を造成。②県立感化院に5,281円、特殊部落改善に關し678円支出。其他育児、感化、出獄人保護に900円(3ヶ所)補助。③30年の恩賜金に合せ利殖。
愛知	①利殖し利子を慈善救済の事業に補助。②育児事業に600円(3ヶ所)補助。③30年恩賜金に合せ利殖。
静岡	①利殖し寄附金を募集し高県費より補充。②県立感化院に3,616円支出。③30年の恩賜金に併せ高県費を以て毎年2000円づつ10カ年間積立てる。
山梨	①利殖し高増殖を図るため県費より年々繰入れれる。②代用感化院に1,061円補助。③大正恩賜慈善救済資金と称し大正5年度まで県費を以て積立てる。
滋賀	①利殖し他日慈善救済事業を起す時の基本金となす。②県立感化院に2,913円支出。其他育児、感化、訓育事業に500円(3ヶ所)補助。但300円は一般会計より支出。③30年の恩賜金に併せ大正2年度より県費を以て積立てる。
岐阜	①利殖し将来慈善救済の事業に支出。②代用感化院に3,430円、訓育事業に150円補助。③30年の恩賜金に合せ利殖。
長野	①利殖し他日慈善救済の事業に補助支出。②養育院盲聾学校に500円補助。③30年の恩賜金に併せ毎年2010円づつ積立して12万円に達せしむ。
宮城	①利殖し10万円達成を目標とし寄付金のほか県費より毎年補充。②支出せず。③30年の恩賜金に併せ利子は救済の資に支出し、残余あるときは資金に繰入。
福島	①利殖し他日適當な方法により慈善救済の事業に補助支出。②支出せず。③30年の恩賜金に合せ利殖。
岩手	①利殖し尚5万円達成を目標とし県費より毎年補充。②支出せず。③大正元年恩賜慈善救済資金と為し大正2年度以降毎年県費より若干金を積立して7万円に達せしむ。
青森	①利殖し将来確実なる慈善救済の事業を起す時の基本金とする。②県立感化院生徒奨励のため3円支出。③30年の恩賜金に併せ利殖を図り5万円に達せしむ。
山形	①利殖し他日救済事業に対し補助支出。②県立感化院に584円支出。③30年の恩賜金に併せ利殖。
秋田	①利殖し高県費より毎年補充。②県立感化院に2,518円、出獄人保護事業に500円補助。③大正慈善救済基金と為し元年度より毎年5000円以上を積立して10万円に達せしむ。
福井	①利殖し増殖の爲年々県費より相当の金額を蓄積。②育児事業に300円補助。③30年恩賜金に併せ利殖。
石川	①利殖し前田家寄附金による窮民救済金と合せて蓄積。②県立感化院に3,421円、窮民救済費に1,061円支出。育児、授産、養老、出獄人保護、救療費等に1,800円(3ヶ所)補助。③30年恩賜金に併せ利殖。
富山	①10万円達成を目的として県費より補充しその利子を救済事業に支出。②資金は蓄積中なるも一般会計より育児、感化、出獄人保護に500円(4ヶ所)補助。③30年の恩賜金に併せ之より生じる取入は慈善救済事業に支出し残余あるときは資金に繰入。
鳥取	①利殖し将来慈善救済の事業を起すときの基金とする。②資金は蓄積中なるも軍人後援会配当金を以て400円保育事業に補助。③30年の恩賜金に併せ利殖する。
島根	①利殖し高県費より補充し寄附金を募集し蓄積する。②代用感化院其他育児、盲聾教育事業に5,014円(4ヶ所)補助。③30年の恩賜金に併せ利殖する。
岡山	①利殖し県費より補充し利子を慈善救済の事業に支出。②代用感化院其他育児、救療、出獄人保護事業に1,700円(5ヶ所)補助。③30年の恩賜金に併せ県費より3万円を繰入れれる。
広島	①利殖し高県費より年々繰入する。②代用感化院に2,340円、細民子弟教育事業に360円補助。③30年の恩賜金に併せ利殖。
山口	①利殖し且つ5万円達成を目標とし寄付金及び県準備金より補充。②代用感化院に1,793円其他育児事業に300円(2ヶ所)補助。③大正慈善救済基金と為し利殖。
和歌山	①利殖し救済事業に補助。②県立感化院に756円支出。③30年の恩賜金に併せ利殖。
徳島	①利殖し救済事業に補助。②代用感化院に200円補助。③30年の恩賜金に併せ大正2年度より毎年2000円以上県費を以て積立。
香川	①利殖し且つ県費より補充し救済事業に補助する。②県立感化院に1,200円支出。其他育児、出獄人保護、補習教育事業に600円(4ヶ所)補助。③30年の恩賜金に併せ利殖。
愛媛	①利殖し且つ県費より補充し救済事業に補助する。②代用感化院に1,000円、育児盲聾教育事業に1,700円補助。③30年の恩賜金に併せ利殖。
高知	①利殖し救済事業に支出。②代用感化院に444円、其他育児慈善資金より育児事業に3,100円補助。③30年の恩賜金に併せ大喪恩賜金と称し慈善救済の資に支出。
福岡	①資金を増殖し経済の状況により相当の金額を補充し慈善救済事業の基本金となす。②代用感化院に2,402円補助。③30年の恩賜金に併せ県費を以て毎年1万円積立。
大分	①恩賜金の10倍達成をめざし、毎年補充、利子を以て適當な事業を計画。②代用感化院に2,316円、育児、盲聾教育に1,700円(2ヶ所)補助。③30年恩賜金に併せ県費を毎年3000円積立。
佐賀	①利殖し且つ県費より補充し救済事業に支出。②代用感化院に586円、育児事業に300円補助。③30年恩賜金に併せ5万円に達するまで県費を以て積立。
熊本	①利殖し慈善救済の事業に対し支出。②代用感化院其他育児、出獄人保護に1,941円補助。③30年の恩賜金に併せ大正元年度において4万8050円を繰入して10万円に達せしむ。
宮崎	①利殖し高増殖を図るため県費より繰入。②代用感化院に970円補助。③下賜金の一半を以て公債証書又は預金とし、利子を救済の資に支出し他の一半を以て基本造林を爲す。
鹿児島	①利殖し高増殖を図るため県費より年々補充し、寄附金を漸次採納する。②代用感化院に6,885円補助。③30年の恩賜金に併せ高県費を以て毎年2000円づつ10カ年間積立。
沖縄	①利殖し慈善救済事業に支出。②支出せず。③明治慈善救済基金と称し造林を爲し増殖を図る。

註1 「慈善救済資金」(「慈善」第2編・第2号)、「明治44年度慈善救済資金利子支出補助見込額」(「慈善」第2編・第4号)「大正元年恩賜慈善救済資金管理の状況」(「慈善」第5編・第1号)により作成。

註2 ①は1909(明治42)年現在、②は1911(明治44)年現在、③は1912(大正元)年現在。

表3 大正元年調道府県別慈恵救済資金

道府県	公債額面 円	現金貸金共 預金貸金共 円	計 a 円	a / b	下賜金 b 円	増減 円
北海道	11,340,000	24,588,930	35,928,930	1.27	28,400,000	7,528,930
東京	14,800,000	45,538,751	60,338,751	0.88	68,300,000	-7,961,249
京都	46,450,000	38,229,153	84,679,153	2.91	29,100,000	55,579.15
大阪	136,950,000	35,879,684	172,829,684	3.98	43,400,000	129,529,684
神奈川	10,500,000	17,259,880	27,759,880	1.15	24,200,000	3,559,880
兵庫	116,800,000	32,318,127	149,118,127	3.50	42,600,000	106,518,127
長崎	55,150,000	19,911,939	75,061,939	3.25	23,100,000	51,961,939
新潟	62,150,000	26,000,000	88,150,000	2.16	40,900,000	47,250,000
埼玉		96,542,091	96,542,091	3.45	28,000,000	68,542,091
群馬	21,800,000	15,401,900	37,201,900	1.81	20,600,000	16,601,900
千葉	36,100,000	97,642,407	133,742,407	4.46	30,000,000	103,742,407
茨城	34,350,000	18,991,462	53,341,462	1.93	27,600,000	25,741,462
栃木		27,565,224	27,565,224	1.34	20,600,000	6,965,224
奈良	40,890,000	65,412,540	106,302,540	8.44	12,600,000	93,702,540
三重	17,780,000	217,287,702	235,067,702	10.00	23,500,000	211,567,702
愛知	28,500,000	27,400,979	55,900,979	1.38	40,600,000	15,300,979
静岡	111,400,000	25,015,843	136,415,843	4.58	29,800,000	106,615,843
山梨	16,900,000	9,487,229	26,387,229	2.15	12,500,000	13,887,229
滋賀	47,400,000	14,711,014	62,111,014	4.06	15,300,000	46,811,014
岐阜	35,450,000	14,940,533	50,390,533	1.62	31,100,000	27,590,533
長野	16,250,000	20,229,336	36,479,336	1.20	30,500,000	5,979,336
宮城	2,250,000	108,296,000	110,546,000	5.73	19,300,000	91,246,000
福島	11,050,000	112,032,602	123,082,602	4.64	26,500,000	96,582,602
岩手	21,250,000	16,727,778	37,977,778	2.18	17,400,000	20,577,778
青森	3,100,000	18,710,804	21,810,804	1.39	15,700,000	6,110,804
山形	14,000,000	13,529,036	27,529,036	1.38	20,000,000	7,529,036
秋田	31,700,000	82,131,146	113,831,146	5.84	19,500,000	94,331,146
福井	22,343,485	8,904,206	31,247,691	2.20	14,200,000	17,047,691
石川	99,560,000	99,690,024	199,250,024	11.39	17,500,000	181,750,024
富山	34,810,000	11,248,790	46,058,790	2.65	17,400,000	28,658,790
鳥取	24,705,000	6,551,951	31,256,951	3.19	9,800,000	21,456,951
島根	2,100,000	67,212,740	69,312,740	4.18	16,600,000	52,712,740
岡山	54,650,000	17,488,496	72,138,496	2.69	26,800,000	45,338,496
広島	141,850,000	30,082,415	171,932,415	4.94	34,800,000	137,132,415
山口	30,000,000	76,246,538	106,246,538	4.60	23,100,000	83,146,538
和歌山	18,700,000	10,794,161	29,494,161	1.84	16,000,000	13,494,161
徳島	5,850,000	10,439,820	16,289,820	1.01	16,100,000	189,820
香川	65,850,000	10,515,864	76,365,864	4.71	16,200,000	60,165,864
愛媛	53,880,000	23,811,683	77,691,683	3.32	23,400,000	54,291,683
高知	20,000,000	18,223,762	38,223,762	2.58	14,800,000	23,423,762
福岡	103,100,000	27,759,132	130,859,132	3.60	36,300,000	94,559,132
大分	6,650,000	47,519,816	54,169,816	2.76	19,600,000	34,569,816
佐賀	19,150,000	11,058,067	30,208,067	2.05	14,700,000	15,508,067
熊本	13,550,000	45,600,500	59,150,500	2.17	27,300,000	31,850,500
宮崎	18,900,000	16,178,000	35,078,000	2.95	11,900,000	23,178,000
鹿児島	9,550,000	76,050,664	85,600,664	3.06	28,000,000	57,600,664
沖縄	4,600,000	13,837,187	18,437,187	1.65	11,200,000	7,237,187
合計	1,694,108,485	1,870,995,906	3,565,104,391	3.16	1,128,400,000	2,436,704,391
44年調	1,694,811,135	951,573,118	2,646,384,253	2.35	1,128,400,000	2,266,984,253

註1. 「慈恵救済資金調」(『慈善』第5編・第1号、中央慈善協会、1913(大正2)年7月、88・92頁)より作成。下賜金の欄は英照皇太后下賜金と明治天皇下賜金の合計額

註2. 「慈恵救済調」中の註ならびに備考:①「大正元年調財産表」に依る ②下賜金の欄、上段は英照皇太后、下段は明治天皇崩御の際下賜金。③山口県においては学用品591個(139円余)、島根県においては土地3反20歩(1,255円余)を有せり。明治天皇陛下崩御の際下賜せられたる金額は現金の内へ合算せり。増減の欄、44年調に比し増169,720.138

支出してこれに加え、10ヵ年で10万円を蓄積する計画をたてた。後の二つの資金も加わり、1917(大正6)年4月現在の基金総額は、26万9,000円となっている。大阪府に下賜された3資金合計額は6万1,900円であったから、1917年現在で4.35倍に増殖されたわけである。この年、基金の利子は1万866円と予測され、基金から1万903円を慈恵救済費として支出する予算がたてられた。

表2の②1911(明治44)年現在の用途調査によると、いずれの道府県でも、慈恵救済資金によって、代用感化院や育児・盲啞・救療・出獄人保護・保育・細民子弟教育・補習教育事業などといった各種の救済事業を補助している。なかでも感化院に対する補助が目立っている。

## 2 慈善事業施設への資金下付の実態

1で述べたような慈恵救済資金運用方法によって各地の個別慈善事業施設に対し資金下付が行われた。次に「慈恵救済の趣旨に出たる事業にして其の基礎確実なる」事業に対する下付事例と「将来成るべく確実なる慈恵救済の事業を起すの基本金となすの目的」による下付の事例についてとりあげる。

### (1) 基礎確実なる事業—上毛孤児院

#### ① 基礎確実なる事業とは

群馬県は、1898(明治31)年12月23日、群馬県会議長より「明治32年度慈恵救済資金の内より上毛孤児院へ相当の救恤金御下付相成度此段及建議候也」との建議を受け、資金下付を行った。さらに、翌1899年には、「明治33年度より向10ヶ年度間慈恵救済資金利子の内より金百円つ、上毛孤児院に下付せんとす」(「庶第3356号」内務大臣宛群馬県文書中添付書類「補助の限度命令事項」としている。

これによって上毛孤児院に対する1909(明治42)

年度までの資金下付が確実となった。以下がこの際に内務省と群馬県との間に交わされた文書である<sup>18)</sup>。

群甲第122号

本年11月15日庶第3356号稟申慈恵救済資金の利子を以て上毛孤児院へ補助の件は稟申の通り御取計相成り可然依命此段及通牒候也

明治32年11月27日

内務省地方局長柴田家門

群馬県知事 古莊嘉門 殿

追て補助之限度並命令事項中下賜金の文字は穩当ならざる様被存候に付相当更正相成度尚命令事項中其施設経営に関しては県庁の監督を受け及其指示誘導に従ふべき旨追加せられ候方可然と存候に付為念併せて申添候也

上毛孤児院は明治25年6月創立せる慈恵機関にして院児23人あり悉く孤児棄児の類にして他に頼るべき所なき可憐の小童なり此小童か脅に愛撫せらるゝに止まらず前橋市立小学校に通学し知能の開発を受け更に進んで実業の練習を受くるを得るは孤独保育の道に於て遺憾なしと謂ふへし惟恨むらくは管下幾十の棄児孤児をして均しく斯かる完義の保育を受けしむることを得ること是なり此事業を奨励するか為め慈恵救済資金の利子の内若干を以てす蓋適當の措置たらずんばあらず況客年通常県会は該資金の内若干を下付せられんことを建議し即世論即亦此の奨励を是認するおや此故に茲に内務大臣訓令の趣旨を遵奉し左案を具し裁を仰きたる上本年通常県会へ附議相成候様致度此段相伺候也

庶第3356号

管下前橋市岩神村149番地に設置せる上毛孤児院は院主同市桑町31番地宮内文作主任金子尚雄

の経営する慈恵事業にして其の施設経済の様相並其所有財産等別記の通りに有之創立以来年を遂ひ旺盛となり世上の信用を博し基礎確立し最早只管事業の振張を計るべき場合に立至り居り候此故に管下幾多の孤児棄児の類を收容し教養を為さしめるは公益上必要に有之随て補助奨励の必要有之ものと認められ候条別紙之通り慈恵救済資金利子の内を以て同院へ補助の儀本年度通常県会へ附議し可決の上は施行致し度此儀御許可相成度同院へ命令する見込事項の主要等を具し此段及稟申候也

上毛孤児院は民法第34条に依り法人組織となさんとし目下計画中に有之為御参考此段添申候也

明治32年11月15日

知事名

内務大臣宛

添付書類

- (1) 補助の限度並命令事項
- (2) 上毛孤児院の事業経済財産に関する調
- (3) 院児増減一覧表
- (4) 32年度全院歳入出予算表

#### 補助の限度並命令事項

明治33年度より向10ヶ年度間慈恵救済資金利子の内より金百円つゝ、上毛孤児院に下付せんとす

上毛孤児院の遵奉すべき条件は主要左の如く命せん

- (1) 下賜金は国債証書を購入し若は確實なる銀行に寄托すへし  
但銀行に寄托するときは若は寄托替を為すときは届出へし
- (2) 下賜金は直に基本財産に編入し元本は之を費消すへからす
- (3) 下賜金の利子は孤児棄児迷子の養育以外

に費消すへからす

但他の慈恵事業に費消せんとするときは知事の許可を受くへし

- (4) 知事に於て会計帳簿並に現金証書証券の類を検閲せんとするときは直に其の要求に応すへし
- (5) 毎年度予算を其の年度の初めに於て毎年度決算を翌年度 月迄に知事に報告すへし
- (6) 知事に於て不都合の行為ありと認めたる時は下付金を廃止することあるへし
- (7) 孤児院を廃するときは下付したる基本金は之を返納すへし
- (8) 收容の児童学齢に達したるときは公立学校に修学せしめ且つ学令を過るときは実業の練習を受けしむることを要す

#### 起案の説明

慈恵救済の目的を以て施設すへき事業甚多しと雖も之か企画適切を得んとする決して容易なりとせず此故に慈恵救済資金は当分利殖を謀り元本の増大を俟て徐々に事業を設するの外なからん然れども是10数年の後を期せざるへからす是以て上毛孤児院の如き現に存在せる慈恵事業を奨励し現下救済機関の欠如を補ふは最も急務たること論を俟たず客年県会は慈恵救済資金の内を以て上毛孤児院に下付せられんことを建議せり思ふに是僅々一回の下付奨励の一端たる勿論なりと雖も一回にして止まは数年間連続して下付するの特に奨励の効あるに若かさるなり故に県会の希望亦敢て数年連続の下付を否とするに非ざるへし依て10ヶ年度間毎年度百円を下付すること、せは其額少なりと雖も10年の後千円の基本財産を得へく他又広く慈善家の同情を得ん乎事業の拡張得て期すへきなり而して10年の後社会の状態と院業の振否如何により更に給否増減を決

する可ならん乎是本案を草したる所以なり

#### 上毛孤児院の事業

上毛孤児院は明治25年6月発起人前橋市桑町31番地宮内文作並全市岩神村横地源七郎二人の創立に係り爾後別表の如く孤児を收容し其の小学校教育を授くべき年令に至りたるものは前橋市立尋常小学校に通学を為さしめ猶ほ進んで同市立高等小学校に入学せしめ又年令の実業を操るに適したる者には之を見習を為さしむる等単に孤児の養育に止まらず其の智能道德の開発に専ら意を注ぎ實に此院に在るの孤児は父母を有する貧家児童の遠く及はざる幸運に在り

#### 上毛孤児院の経済

上毛孤児院の歳入は(1)発起人の支出及主任者の取得(主として養蚕収入)(2)予約寄付の金品(3)基本金の利子(4)入院補助料及救助費(国、県)(5)臨時寄贈の金品より成立し(2)以下の収入多きときは(1)の収入は自然其額を減する訳なるも年々(1)の支出を見ることなしと謂ふ明治31年度にあつては総支出金1,150円9銭に対し収入金935円30銭差引不足高金214円79銭は該院関係者之を負担支出し毫も負債として現存せず明治32年度予算は別表の如し

#### 上毛孤児院の財産

一 金50円 基本金 但株式会社三十九銀行に預入

所在 群馬県前橋市岩神村

一 市街宅地 420坪 院舎敷地

但時価金400円

右に建築せる

一 木造草葺住家 1棟 坪数21坪

一 木造板葺総二階住家 廂付 1棟  
上下合坪数37坪

一 木造板葺物置 1棟 坪数3坪  
但評価合計650円

以上院舎に使用

上記の文書のやりとりの中で、資金下付を受ける上毛孤児院は、いかに「確實なる事業」を行っている施設であるかについて明確にしようとしている。上毛孤児院は、入所児童に対して小学校教育を受けさせ、さらに進んでは、実業教育も与え、創立以来年を追って旺盛になり、世の中の信用を得ていると述べている。さらに、上毛孤児院が財団法人申請を行っていることについても触れている。この当時の上毛孤児院機関誌『孤児之友』掲載の日誌によると、群馬県と相談しながら財団法人化を進めていることがわかる。

#### ② 資金下付に伴う命令事項

1900(明治33)年4月、群馬県は前橋市に対し補助申請書提出を上毛孤児院に対し指示するよう以下の庶発第82号文書<sup>19)</sup>を出した。この文書の中で、施設経営に関する知事の監督並びに指示誘導、入所児童の公立小学校就学ならびに学齢を過ぎた児童の実業教育の保障、補助金の取扱い等について定めた規則を添えた。

庶発第82号

貫市岩神村上毛孤児院之事業に対しては客年通常県会に於て慈悲救済資金の内を以て補助することに決議相成居候条左之事項御内示の上異存無之候は、直に補助申請書提出可致旨御示達相成度此段及照会候也

明治33年4月25日

内務部長

前橋市長宛

一 孤児院の施設経営に関しては県知事の監督を受け及其指示誘導に従ふこと

二 收容児童学令に達したるときは公立小学校に就学せしめ且学令を過くるときは実業の練

習を受けしむること

三 補助金は基本財産に編入し元本を費消せざること

四 補助金は国債証券を購入し若は確實なる銀行に寄託すること

但銀行に寄託するときは若は寄託替を為し又は国債証券を購入したるときは届出つること

五 補助金の利子は孤児棄児迷子の養育以外に費消せざること

但他の慈恵事業に費消せんとするときは知事の許可を受くべきこと

六 知事に於て会計帳簿並に現金証券証券類を検閲せんとするときは直に其要求に応ずること

七 毎年度予算を其の年度の初めに於て毎年度決算を翌年度(何)月迄に知事に届出つること

八 孤児院は廃するときは下付の補助金は之を返納すること

さらに、群馬県は、下記のような上毛孤児院に対する報告例を定め、県知事宛報告させるよう前橋市に求めている。

訓令甲第66号

前橋市

上毛孤児院に対する報告例左記の通相定め候條詳細報告せしむる様取計ふへし

明治38年6月30日

群馬県知事 吉見 輝

月報

- 一 土地建物有価証券積立金の異動
- 一 年度予算及決算表
- 一 負債を生したるときは其事由、借入年月日、金額及利率
- 一 負債償還金額及年月日

一 院則改正、制定のときは其事項

一 収容児童の変更は其人名及収容又は出院の年月日並事由

一 役員の新任転免等は其人名及異動年月日年報

一 毎年末其年の経営状況及社員、又は賛助員の数

### ③ 上毛孤児院の対応

上毛孤児院側は、機関誌『孤児之友』<sup>20)</sup>で、慈恵救済資金の下付について次のように報告している。

#### 謹告

4日通常県会の劈頭第一に於て慈恵救済資金の中より年額壹百円を本院基本金の補助として下付するの原案は満場一致を以て可決確定せられたり

本院規模完からず、事業の成績見るべきもの多からざるにも拘はらず本県の当局者は県下唯一の救済事業として基礎も亦稍定れるものと認められ以て如上原案を提出せられ県会議員諸氏は之に対して片言隻辞の異議を唱へらるゝなく均しく協賛を与へられたること吾人の感謝措く能はざる次第なり英照皇太后陛下の御崩御の砌り畏くも天皇陛下の蒼生を憫み給ふ深き大御心を籠めさせ給ひし御下賜金とは実に此慈恵救済資金なりとす

皇恩の優渥億兆の上に浴く本院の微と吾人の賤を以てして尚其余沢に霑ふを得たるは本院無常の榮譽とする処なり然れども吾人庸劣暗愚の身を以て皇恩を叨りにするを思へば吾人恐懼為す所を知らずと雖も只將に 聖旨を奉体して涓滴の誠を效さんのみ

孤児救済の事業を經營してより既に8年幸に各位の賛助によりて事業も漸次拡張せられ図らず

今日の恩眷を蒙るを得たり吾人の脳裏感恩の情湧いて禁ずる能はず謹んで皇天の祝福を拝請し併せて孤児の友を以て任せらるゝ同情の書士に告ぐ

上毛孤児院

院主 宮内文作

主任 金子尚雄

【基本金ニ関スル 財団法人上毛孤児院】(社会福祉法人上毛愛隣社所蔵史料)によると、1900(明治33)年以來の群馬県からの慈恵救済資金下付の指令が綴じられている。各指令では、指令庶第82号で指示した条項を遺漏なく確守するよう求めている。この指令は、既に『慈恵救済資金関係書類』より掲載した。

下付された資金の取扱いについては、元金をとりくずさず基本金に繰入れるよう指示がなされている。基本金の仕訳についての上毛孤児院の以下の報告を見ると、下付された資金をとりくずさず上毛貯蓄銀行に定期預金として預入れしていることがわかる。

基本金仕訳

一 金 2,554円10銭 総額  
 内訳  
 金 1,700円也 明治43年4月20日  
 上毛貯蓄銀行定期預入  
 内  
 金 600円也 明治42、43両年度内務  
 省下付金  
 金1,100円也 明治33年度より明治  
 41年度迄100円宛明治  
 42年度金200円合計  
 1,100円本県慈恵救済  
 資金中より下付金  
 金 854円10銭

内

金 150円也 国庫債券  
 金 20円也 振替貯金基金  
 金 25円也 約束郵便保証金  
 金 54円10銭 当座預金  
 金 600円也 経常費流用金

右之通に候也

前橋市岩神町149番地

財団法人上毛孤児院

理事 関口長一郎

本書ハ四三、四ノ二八、県知事口達ありたるを以て調製届出ス

基本金仕訳

一 金 (金額記載なし一筆者記)  
 内訳  
 金 1,800円也 上毛貯蓄銀行預金  
 金 20円也 振替貯金基金  
 金 25円也 約束郵便保証金  
 金 5円也 貯蓄債券1枚  
 金 29円10銭 当座預金  
 金 600円也 35年度以降40年迄に  
 流用金

備考

金 2,554円40銭 2月末現在  
 内金 300円 農業部へ支出  
 差引金 2,254円10銭  
 外に  
 金 200円也 本県救済資金より  
 金 25円 宮内太衛氏指定寄付  
 現在2,479円10銭

明治44年6月24日監督官庁より

現状取調之旨報告分

## (2) 将来成るべく確実なる事業を起すの基金 下付—東京市養育院感化部

### ① 感化部創設資金下付願

1872（明治5）年創設の養育院では、1886（明治19）年から棄児遺児迷児の委託救助を行ってきた。ところが、8、9歳以上の年齢で養育院の救助洩れとなった子どもたちのなかに、乞食仲間や掬り仲間に入り遂には囚人となるものもあるということが、養育院幹事安達憲忠の調査により明らかとなった。そこで、1896（明治29）年7月21日、養育院では、「父兄に捨てられ頼るべきところのなき者」「継子の追放に遭いし者」を收容救済しようと「窮児收容の案」を常設委員会に提出、同会は満場一致でこれを可決した。ついで、これを東京市参事会に提出したが、受け入れられることにならなかった。

そこで、1897（明治30）年、「英照皇太后 崩御の後、各府県へ慈恵救済資金を賜りたるに際し、本委員会は数次協議の末」として、5月20日付で下記の建議書を東京市参事会に提出した<sup>21)</sup>。

曩に棄児遺児の収養に洩れ候者乞食紙屑拾様の業態に従事するも到底生活費を得る能はさるより盗児掬摸の如き者に悪化し遂に囚人と相成候者不少に付右等の者の収養方法を設けられん事を建議致し候得共該費途及び収養方法等は未だ考案も無之候処過般

英照皇太后 の御大喪に際し恤窮資として府県へ下賜相成候金員のうち本市に属する分を本院基本財産の内へ下賜せしめられ候得は本院に於ては之に加うるに江湖慈善家を勧誘して義捐金を請ひ之を基金として右等浮浪の幼年者を収養し改過遷善の実効を奏し候様致し候得は聊以て陛下 御追孝の御旨趣に答へ奉り且つ曩に建議致候旨趣をも貫徹致候次第に付右恤窮資を本院へ下賜せしめられ候様御取計あらん事を委員会

の決議を経謹て建議致し候也

この建議は受け入れられ、同年7月28日付で、東京府知事より一発第861号の<sup>22)</sup>を以て、東京市部へ配当の恩賜金1万6,985円及び利子については養育院基本財産とするようにとの達しが出された。これによると、恩賜金から生じた利殖金だけを下付するというのではなく、東京市部に配当が決まった全額及びその利子を、養育院の新規事業である感化部の開設に当てようということであった。明治30年訓令の第2項には、恩賜金から生じた利殖金だけでなく恩賜金そのものを下付しても「妨なし」としており、養育院感化部については、この項が適用されたようである。

さらに、明治30年訓令の第3項では、「前項の如き事業（基礎確実な慈恵救済事業—筆者記）なきときは将来成るべく確実なる慈恵救済の事業を起すの基本金となすの目的を以て適宜の方法を設け資金の増殖を図るへし」となっており、養育院感化部はこの項にも該当すると判断されたのではないと思われる。以下の府知事達一発第861号の2第一条に「更に感化部を置き……慈恵救済の事業を施設し」とあるように新たな事業の開設のために資金下付が行なわれた。

この府知事達第三条には、東京市養育院に下付された恩賜金は感化部の基本金にあてその原資は取り崩してはならないとしている。この原則は、前述した上毛孤児院にも同様に適用されている。しかし、その原資となる金額に大きな差があった。上毛孤児院は收容児童23名に対し100円、養育院感化部は105名の收容予定に対し1万6,985円下付された。安達憲忠著「感化部の起源」（『東京市養育院月報』116号、1910年10月）で述べられた窮児救養費概算によると、13歳以下の児童105名分の年間経費3,423円28銭とし、下賜金1万6,985円の1ヶ年利子849円25銭、国庫下付恤救米代623

円28銭、基金3万9,015円の利子1,950円79銭をも  
ってあてるとしている。下賜金とは慈恵救済資金  
のことである。資金の利息は、感化部経費概算の  
約25%であった。

一発第861号の2 東京市  
今般東京市部へ配当の恩賜金1万6,985円及利息  
は左之命令条件を付し下付候条其市養育院之基  
本財産と為し管理すへし

明治30年7月28日 東京府知事侯爵久我通久  
命 令 条 件

第一条 東京市養育院に於て従來の規模を拡張  
し更に感化部を置き別紙目論見書の如く  
慈恵救済の事業を施設し永遠無窮に恩賜  
の御意を貫徹せしむる事を要す  
但本目論見を増減変更せんとする時は予  
め当庁の認可を受くへし

第二条 東京市養育院感化部の施設に要する基  
金の内義捐金は此際之を募集し其予定金  
額に達する場合に於て恩賜金を養育院に  
下付し其基本財産に編入せしむるものと  
す

第三条 東京市養育院に下付せられたる恩賜金  
額は同感化部の基本金に充て永遠に之を  
維持保管すへし決して其原資を消耗すへ  
からず

第四条 恩賜金より生ずる利子は東京市養育院  
感化部事業費に充つるの外一切他に使用  
すへからず

第五条 東京市養育院感化部を廃罷するときは  
恩賜金を当庁へ返納すへし

第六条 当庁官吏を派遣下付の恩賜金額の保管  
利子の支出及感化部の出納を検閲せしむ  
ることあるへし

第七条 一ヶ年度に於ける東京市養育院感化部  
の事務成績及収支予算は会計年度開始後

一ヶ月以内に清算は会計年度の終より遅  
くも四ヶ月以内に之を当庁に報告すへし

第八条 東京市養育院感化部の事業施設上都合  
ありと認むる時は其方針を指揮し之を改  
定せしむることあるへし

第九条 本命令条件を履行せず若くは之れに違  
背する場合に於て当庁の指揮に従はざる  
ときは恩賜金を返納せしむることあるへ  
し

第十条 前各項を堅く遵守すへき旨の受書を作  
り之を当庁に差出すへし

#### 養育院感化部目論見

一、感化部は養育院構内に於て別に建築し普通  
の棄児遺児等との交通を隔離して以て其未だ  
善化せざる間の悪習を伝播せしめざること

一、養育院幹事及書記をして教誨感化の事務を  
兼ねしめ且適當の看護人を採用すること

一、教誨感化の効ある者は之を本人幼童室に移  
し普通の棄児遺児と一樣に教育すること

一、右本院幼童室に移したる者は市訓令第79号  
に拠り縁組又は其望人あるに依りて手續を為  
すこと

一、実業学業両用とも適宜に教授すること

一、平均1日105人を収養する見込なり

命令条件は1897（明治30）年10月4日付けで改  
正された。

一発第861号の3<sup>23)</sup> 東京市  
本年7月28日一発第861号の2を以て東京市部  
へ配当の恩賜金を其市へ交付に付命令条件相違  
置候処今般詮議の都合有之該命令条件中左の通  
更正候條此旨相心得らるへし

明治30年10月14日

東京府知事子爵 岡部長職

東京市参事會

東京府知事子爵 岡部長職 殿

命令条件

第一条 東京市養育院に於て従来の規模を拡張し慈恵救済の事業を施設して永遠無窮に恩賜の御意を貫徹せしむる事を要す

第二条 恩賜金は東京市養育院に於て施設する事業拡張の目的相立たと認むる場合に於て之を下付す

第三条 東京市養育院に下付せられたる恩賜金額は同院の基本財産に編入し永遠に之を維持保管すへし決して其原資を消耗すへからず

第四条 恩賜金より生ずる利子は東京市養育院に於て拡張する事業費に充つるの外一切他に使用すへからず

第五条 東京市養育院に於て拡張したる事業を廃罷するときは恩賜金を当庁へ返納すへし

第六条 東京市養育院に於て拡張する事業の施設上不都合ありと認むるときは其方針を指揮し之を改定せしむることあるへし

第七条 本命令条件を履行せず若くは之に違背する場合に於て当庁の指揮に従はざるときは恩賜金を返納せしむることあるへし

第八条 前各項を堅く遵守すへき旨の受誓を作り之を当庁に差出すへし

② 感化部設置と寄付金募集

1897（明治30）年10月25日には、市参事会より以下の議案が市会に提出された<sup>24</sup>。

第76号

養育院感化部設置の件

本市養育院に対し今般恩賜金を交付せられたるに就ては同院従来の規模を拡張し更に感化部を

置き別紙目論見書の如く収養感化の事業を施設し以て永遠無窮に恩賜の御旨意を貫徹せしめんとす

明治30年10月25日提出

東京市参事会

東京府知事子爵 岡部長職

（別紙）

養育院感化部目論見書

一、今般御交付の恩賜金に有志者の義捐金（此際新に募集す）を併せて基金と為し本院に感化部を設置する事

一、感化部は養育院構内に於て別に建築し普通の棄児遺児等との交通を隔離して以て其未だ善化せざる間の悪習を伝播せしめざる事

一、養育院幹事及書記をして教誨感化の事務を兼ねしめ且適當の看護人を採用する事

一、教誨感化の効ある者は之を本院幼童室に移し普通の棄児遺児と一様に教育する事

一、右本院幼童室に移したる者は市訓令第79号に拠り縁組又は雇預け等其望人あるに依りて手續を為す事

一、実業学業両用とも適宜に教授する事（費用概算は略之）

（筆者記……これ以下は『萩山実務学校五十年史』より）

一、平均一日105人を収養する見込にして之に要する経費収入等は別紙の如し

養育院感化部乞児収養費収入支出

及建築費等見込

一、金 5万6,000円 収入高  
内

金 1万6,985円 恩賜金

金 3万9,015円 有志者寄付

一、金 1万3,250円 建築費

内

金 1万2,250円

## 家屋二棟

但建坪306坪2合5勺 1坪金40円の見積  
金 1,000円 地均し及下水井戸  
板塀  
差引残金 4万2,750円 養育院感化部基金  
養育院感化部乞児収養經常費一箇年  
収支概算  
一、金 3,126円39銭 収入高  
一、金 2,881円17銭6厘 支出高  
差引残金 245円21銭4厘

この養育院感化部目論見書の第1項目にあるように、交付される恩賜金と有志者の義捐金をあわせて基金とするという計画であった。1898(明治31)年1月、これより先立って、感化部創設費としてフランス人アルベルト・カンおよびグジョウ会社ならびに渋沢栄一から2,000円の寄付を受けていた。一般からの寄付金募集にあたってこの寄付金の内767円余寄付金募集費に当てることとなった。2月16日には、感化部義捐金募集事務員2名をあて、同月27日には、寄付金募集の許可願いを警視総監に届け出、3月3日にはこれの許可を受けた。さらに募集事務員1名を追加した。1898(明治31)年3月8日には、帝国ホテルにおいて岡部知事、鈴木書記官、各区会議長同代理者、各区長各主席書記官等の集会を行い、この場で、養育院委員長各委員より寄付金募集に関する協議を行った。その結果、各区長各区会議長および同代理者は各区内寄付金募集委員となり、各主席書記は同募集事務員となる事を承諾した。この時、募集事務に関する手続きについての打ち合わせもなされている。

3月9日には各新聞主筆記者を招待し委員長、委員、三好退蔵感化部顧問から、感化部設置に関する要領ならびに感化部設置に関しては応分の助力を懇請した。3月12日の東京日日新聞には、以下の記事が掲載された<sup>25)</sup>。

## 感化部の設置

(前略) 是時に当て我東京市民は渋沢栄一氏等の率先に依り従来の養育院の事業を拡張して新に感化部なるものを設けんとす吾曹焉そ其志を嘉みし其の挙を賛せざるを得んや  
顧ふに我東京市養育院は起縁博愛慈善の意に出てたるにあらざるか(中略) 但其事業の範囲は孤弱を救恤するに専らにして不良の少年を感化するに及ばざりしは吾曹の夙に遺憾とする所なり(中略) 故我東京市の今や斯事業を企つるを聞くに及て吾曹は先づ其意を得たるを称すると同時に全国各地亦此の挙あらん事を望むものなり(後略) さて義捐金を勧誘する家数を凡3万3,000軒とし3月29日より左の書面及び別冊を配付した。

「左の書面」とは下記の文書<sup>26)</sup>であった。感化部創設ならびに維持の資金として約7万9,000円を要するので、恩賜金1万7千円のはかに6万余円の寄付金募集を企図したものであった。

## 曩に英照皇太后の御大喪に膺り

聖念の優渥なる窮民の情苦を哀矜し給ひ各地方救恤の資として内帑を下賜せられ我東京府の奉受する所は2万5,000円にして此内市に属する者1万6,985円を養育院の基本財産に編入することを得たり

嗚呼九重雲深きも聡々四達恩無告に及び寒夜御衣を脱せられし御仁徳と相照映して其光輝万世消すへからず誰か

## 聖慈の厚きに感泣せざるものあらむや

惟ふに救恤の道は甚た広く其法亦頗る多しいへとも無知蒙昧の窮児を善導教育して人たるの本分を保たしめ病苦凍餓の貧民を収養救済して其死を免かれしむるより急なるはなし

故に我養育院は創立以来鰥寡孤独を収救するを専務と為し爾來慈善諸君の贊助に藉り規模既に備はり功用漸く広く社会救済上に於て居然たる一機関に任するといへとも未だ此の如くにして足る者と謂へからず然るに今回料らす此恩賜あるを以て此金額を基本として大いに天下慈善家の賛成を求め許多の義捐金を得て之に加へ新に感化部を設けて以て

聖徳の厚きを奉体し窮児の窮苦を施濟せむと欲す嘗て窮民子弟の情体を觀察するに内に之を教育するものなく外に之を提誨するものなく飢寒之を駭て乞食紙屑拾の群に陥れ不良の習慣に浸染せしめ掏摸窃盜至らざる所なく法網に罹り刑人と為るもの比々皆是なり其為す所甚た悪むへしといへとも境遇の然らしむる所其情状憐憫に堪へざるものあり若し之を自然に放任して顧みざる時は則自暴自棄の極危を冒し險を躡み罪を犯して自ら省みず甚たしきに至ては徒を集め党を結び社会の安寧秩序を壊乱するに至るも亦知るへからず是れ本院か今日を期として不良少年を収養教育し以て悪漢凶豎の萌芽を未然に防遏し倫常德義の扶植に就て幾分裨補せむと欲するの挙ある所以なり其詳査せし所の情状と方法規程に至ては別冊を以て参考に供す

仰き願くは世の志士仁人捐助の多寡を論せず腋を集め裘を成し斯慈善義済の事業を賛襄し上は

皇恩の優渥なるに報ひ下は社会共存の義務を尽さむうことを某等切望の至りに堪へず謹て告く

明治31年3月 日

東京市養育院委員長	洪 沢 栄 一
同 委 員	小川三千三
同 同	中 島 行 孝
同 同	金田伝兵衛

同	同	西村虎四郎
同	同	子爵 松平定教
同	同	安田善次郎
同	同	三好退藏

### 感化部創設の要旨

一、感化部は 恩賜金に基き広く慈善諸君の義捐を得て創立し窮児を救養して自営自食の民に善導し以て乞食掏摸小盜等の種類を未萌に減少し社会の安寧を裨補せむと欲するを以て目的とす

一、感化部は東京市養育院構内に別築して普通救養の幼童と交通を隔離し簡易小学科を受け並に生産作業を教授すへし

一、感化部創設及び遺児の資金は大約7万9,000円を要し此内1万7,000円は 恩賜金にして広く慈善諸君の捐助を請ふべきものは6万余円となす

先に触れたように、市内各区には寄付金募集に關する委員、事務員が囑託されたが、各区委員から区内へ向けて下記の書面<sup>27)</sup>が配付された。

曩に本府が

皇太后 の慈惠救済資を拜戴するや本市に於ては東京市養育院の事業を拡張して感化部を創設し窮児収養の事業を起す事に確定致候に付ては小生共大にその美挙を賛成し進んで其資金募集の委員と相成候次第に御座候該事業たる固より本市の事業とは申しなから豪も市税等に依りて之を起すにあらずして

恩賜金 及び慈善家の義金を基本として之を興し且永續の方法を謀るものにして委曲は同院常設委員の公啓及び其方法書に詳述せられたる通りに有之候願くは此美挙を贊助し多少の義金を投せられ大に其奏効あらしめられんこ

とを伏して懇請の至りに堪へす

敬白

明治31年3月

先にあげた東京市参事会提出の東京府知事宛文書中の「養育院感化部乞児収養費収入支出及建築費等見込」によると、有志者寄付金は3万9,015円となっている。しかし、実際の寄付金募集にあたって作成された前掲文書には、目標額は6万余円と設定された。

寄付金募集が目標額の6万円に達したかどうかは定かでないが、1899（明治32）年には4万2,800余円に至った。『第27回東京市養育院年報（明治31年度）』<sup>29）</sup>によれば、寄付金募集の状況について以下のように記述されており、文中には寄付金募集に人々が協力的であるという趣旨のことが述べられている。

前報には本部創設に関し寄附金の準備に取掛りし次第を報告せしが引続き31年4月より吏員を派出せしかば続々寄附の申込ありて本年度末即ち32年3月末日迄には寄附金総額3万2,261円91銭となれり此寄附者は日本橋京橋深川神田四谷小石川浅草等の各区の一部分に過ぎず始め書面を発送したるは15区内3万3千軒にして吏員の勧誘に出張したるは未だ其内の5千余軒に過ぎず而して吏員の派出したる内にて寄附を謝絶したるものなく何れも浮浪幼者収容の美挙を賛して多少の寄附を為さざる人なき状況なれば各戸の派出を終るに至らば十分予定の金額に昇り其目的を達するは疑ひなかるべし其寄附金額人名等は追て別に報告書を以て報道する所あるべし

おわりに

以上、1897（明治30）年創設の慈恵救済資金に

ついて各地、道府県への下賜金分配のありかた、運用規則、道府県の対応、資金下付を受けた2つの施設を事例にとりあげ検討した。その結果、判明したのは以下の点である。

下賜金分配は、一部の例外を除き各地人口割合で行われた。下賜金総額を見れば、大きな金額であるが、下賜金そのものが消費された額はわずかではなかったか。内務省は、各地、各道府県に対し、下賜された金額の元資を取り崩さないよう再三指令している。従って、資金の利殖によって得た利息を以て各施設への資金下付は行われた。さらに、施設に資金が下付されてからも、下付された金額を自由に使用できるわけではなく、基本金として銀行等に預金、それから得た利息を使用することが出来た。

東京市養育院感化部のように東京市部に下賜された資金全額が下付される場合もあった。この場合、先に述べたように資金から生じる利息は感化部経費概算総額の25%にあたる金額となっており大きかった。表2慈恵救済資金使途に見られるように、1911（明治44）年の資金支出補助見込先は、感化院をあげている県が多く、その金額も他の施設に比較して大きい。当時の感化事業に対する政策がどのようなものであったのか、養育院感化部のような事例が他にもあったのかどうか今後調査を進めていきたい。

感化部のような新しい事業を行うのに、慈恵救済資金を呼び水にして、一般から広く寄付金を集めることも行なわれた。このような場合、慈恵救済資金は呼び水としての役割を担うことになった。道府県では、下賜された慈恵救済資金に加えて、府費や県費から資金を積立てたり、寄付金を募集して積立てたりした。

下賜金そのものが実際に消費された金額は少なかったものの府費や県費をもって増殖されたり、一般の寄付金募集に利用されたり、資金下付を受

けた施設の寄付金募集に役立った。孤児院経営を行う慈善事業家は、この当時、「乞食の親分<sup>29)</sup>」くらいにしか人々に認識されていなかったが、その親分に対し、下賜金から下付されるなどということは大変な驚きだったようである。慈恵救済資金を受けたことにより、現在の認可施設にも通じる社会的な信用を得ることになった。

従って、資金を受けた以上、勝手に事業をやめるわけにはいかなかった。先にあげた訓令等に明らかである。岡山孤児院が解散するとき、このことは問題になった<sup>30)</sup>。

本稿では、慈恵救済資金下付施設として上毛孤児院と東京市養育院感化部の2例しか取り上げる事ができなかった。今後、さらに他の資金下付施設研究を行い、慈恵救済資金の実態を明らかにしていきたい。

#### 註

- 1) 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社、1986年4月、335頁
- 2) 坂寄俊雄「天皇制慈恵政策研究のために(その一)(その二)」(『立命館経営学』立命館大学経営学会、第7巻第4・5・6号、1969年3月、52-74頁所収、第8巻第1号、1969年4月、41-54頁所収)
- 3) 池田敬正「明治絶対主義と天皇制的慈恵について」(『社会事業史研究』第11号、社会事業史研究会、1983年9月、11-30頁所収、「天皇制的慈恵の動揺と再編成」(『京都府立大学学術報告 人文』第35号、173-199頁所収、1983年11月)
- 4) 『官報』1月31日(内閣官報局編『明治年間法令全書(第三十巻-2)』原書房、1981年3月20日、1頁)
- 5) 福富善壽編『社会事業法規便覧』社会事業法規便覧発行所、1926年12月、229頁

- 6) 明治天皇・昭憲皇太后資金下賜の際の内務大臣訓令は以下のように簡略なものであった。福富善壽編『前掲書』230-231頁  
大喪に際し慈恵救済の資として恩賜金の件

大正元年9月12日

内務大臣訓第87号

今般 大喪に際し特に慈恵救済の資を補はすしむるの 思召を以て内帑の資を下賜せらる 聖恩優渥洵に感激の至に禁へず地方当局者は宜しく深く御趣旨の存する所を奉体し益々其の責任を重んじ一層淬励の誠を効すへきは勿論恩賜金の管理運用に関しては最慎重に之を取扱ひ 長へに 聖恩に奉答するの途を講せらるへし

右訓令す

大喪に際し慈恵救済の資として恩賜金の件

大正3年5月24日

内務大臣訓令第444号

今般 大喪に際し特に慈恵救済の資を補はしむるの 思召を以て内帑の資を下賜せらる 聖恩優渥洵に感激の至に堪へず地方当局者は宜しく深く 御趣旨の存する所を奉体し益々其の責任を重んじ一層淬励の誠を効すへきは勿論恩賜金の管理運用に関しては最慎重に之を取扱ひ長へに 聖恩に奉答するの途を講せらるへし

右訓令す

- 7) 池田敬正前掲論文「天皇制的慈恵の動揺と再編成」196頁
- 8) 藤村通『明治前期公債政策史研究』大東文化大学東洋研究所、1977年3月25日
- 9) 『慈恵救済資金関係書類 内務部第一課』群馬県立文書館所蔵
- 10) 桑原洋子・宮城洋一郎編『近代福祉法制大全3 明治22～32』港の人、1999年6月、478頁

- 11) 桑原洋子・宮城洋一郎編『前掲書』479頁
- 12) 桑原洋子・宮城洋一郎編『前掲書』430頁、東京府は、資金を市部、郡部、島嶼の3部に分けたので、この他に、府令第9号「東京府慈恵救済資金管理方法」(島嶼)、府令第11号「東京郡部慈恵救済資金管理方法」があるが、その内容についてはほとんど同じなので、ここでは市部のみ掲載した。
- 13) 『慈善』第2編・第4号雑録中記事、94-96頁
- 14) 日本社会事業大学救済制度研究会編『日本の救済制度』勁草書房、1972年5月、381頁
- 15) 『財産原簿』社会福祉法人博愛社所蔵史料、故西村みはる氏所蔵の複写資料による。
- 16) 福富善壽編『前掲書』230頁所収
- 17) 大阪府救済事業研究会編『大阪慈恵事業の栞』大阪府、1914(大正3)年11月8日第1版、1917(大正6)年10月25日第2版、1-2頁
- 18) 『慈恵救済資金関係書類 内務部第一課』群馬県立文書館所蔵
- 19) 前掲資料
- 20) 第11号、1899(明治32)年12月8日発行、6頁
- 21) 『養育院六十年史』東京市養育院、1933(昭和8)年3月、475-476頁
- 22) 前掲書、477-479頁
- 23) 前掲書、479-481頁
- 24) 『萩山実務学校五十年史』東京都立萩山実務学校、1951年4月、16頁
- 25) 寄付金募集に至る経過、新聞発表などについては、前掲書18-19頁
- 26) 前掲『養育院六十年史』482-485頁
- 27) 前掲書、486頁
- 28) 16頁
- 29) 当時、育児施設に対する社会的評価は「乞食の親分くらい」にしかみられなかったと指摘した博愛社社長の小橋カツエは、「千人からの子供を引き取った石井十次氏の岡山孤児院に対して宮内省から「金一封」の御下賜金が出たことは、当時人々を驚かすに十分の出来事であった。その影響は広くかつ大きかった」と述べている(柴田善守『石井十次の生涯と思想』春秋社、1964年、8頁)。
- 30) 1926年、岡山孤児院が石井十次死亡後解散した際、問題となり「不敬論」も出たようだが、「継続を命ずる法律がないのだから己むを得ない」ということで決着をみた(柴田善守『前掲書』254頁)。
- 〔付記1〕本稿中使用した資料の記載にあたっては、カタカナ書きをひらがなに改め、一部を除き漢数字をアラビア数字に改め、一部を除き旧漢字を常用漢字に改めた。
- 〔付記2〕本稿は、平成12年度専修大学国内研修員として日本女子大学田端光美教授のもとで研修した成果である。